

大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金実施要領

制定：平成31年4月1日

第1 趣旨

この要領は、大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 採択予定件数

5件

第3 県が作成する一覧に掲載されていない社会人

県が作成する一覧に掲載されていない社会人に係る招聘経費を補助対象として申請しようとする場合、補助申請前に次により県に事前協議を行い、当該社会人とつながる社会人として県が個別に認める必要がある。

(1) 協議

原則として補助申請の20日前までに、事前協議書（様式1）により行う。

なお、協議する人物が複数いる場合は、人物ごとに事業提案書を作成するものとする。

(2) 結果通知

原則として事前協議を受けた日から20日以内に結果通知を行う。

なお、県が補助対象と認めた場合、補助申請予定者は当該社会人に対し県が作成する一覧への掲載の可否を確認し、結果及び掲載情報（所属・氏名・自己PR・連絡先等）を県に報告するものとする。

第4 その他留意点

(1) 採択後は広く参加者を募集すること。

(2) 補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物及びホームページ等に、鳥取県「大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金を活用」の文字を表示すること。

(3) 新聞等の取材を受ける場合は、鳥取県「大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金」を活用している旨を説明すること。

様式1 (第3関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

(協議者 (補助申請予定者))

住所

氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金に係る事前協議書

大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金実施要領第3の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

申請予定事業の名称		
申請予定日	年 月 日	
協議内容	氏名	
	所属・役職	
	選定理由	※活動内容や功績など、学生がその人物とつながることで県内定着が促進されると判断した根拠を記載してください。

※選定理由の参考となる資料を添付すること。